**鶴居村水道事業指定給水装置工事事業者規程**

**第1章　総則**

**(目的)**

**第1条**　この規程は、鶴居村水道事業給水条例(昭和34年条例第7号。以下「条例」という。) 第7条の規定に基づき、鶴居村指定給水装置工事事業者 (以下「指定工事業者」という。) について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

**(業務の処理の原則)**

**第2条**　指定工事業者は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 、水道法施行令 (昭和32年政令第336号。以下「政令」という。) 、水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。) 、条例、鶴居村給水条例施行規則(昭和53年規則第4号。以下「規則」という。)及びこの規程に基づく村長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

**第2章　指定給水装置工事事業者の指定等**

**(指定の申請)**

**第3条**　条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

　２　指定工事業者として指定を受けようとする者は、この規定に定められた**様式第1　による申請書**に次の各号に掲げる事項を記載し、村長に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

　　（２）　条例第2条第1項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

　　（３）　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数**（様式第1別表）**

（４）　事業の範囲

３　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

（１）法第25条の3第1項第3号イからホのいずれにも該当しない者であることを　誓約する旨の書類**（様式２）**

（２）法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

**(指定の基準)**

**第4条**　村長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

　　（１）事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（２）次に定める機械器具を有する者であること。

ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ　水圧テストポンプ

（３）次のいずれにも該当しない者であること。

　　　　ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

　　　　エ　第7条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

　オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であってその役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

**(指定の更新)**

**第4条の2**　条例第7条第1項の指定は、**5年ごとに**その更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

　２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」と　　いう。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

　３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

**(指定工事業者証の交付)**

**第5条**　村長は、第3条第1項の指定及び第4条の2第1項の更新を行ったときは、速　　やかに指定工事業者に鶴居村指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。**（様式第3）**この場合において、指定工事業者(前条第1項の指定の更新を受けた者に限る。)は、既に交付を受けている指定工事業者証を返納しなければならない。

２　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を村長に返納するものとする。

３　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を村長に提出するものとする。

４　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書により再交付を申請することができる。

**(変更等の届出)**

**第6条**　指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を村長に届け出なければならない。

（１）事業所の名称及び所在地

（２）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（３）法人にあっては、役員の氏名

（４）主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

　２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内　　に**様式第4による届出書**に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

　　（１）前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、法人にあっては定款又は寄付行為　及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

　　（２）前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、規定に定められた**様式第2**による第4条第3号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

３　第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、この規定に定められた**様式第5による届出書**を村長に提出しなければならない。

**(指定の取消し)**

**第7条**　村長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項

の指定を取消すことができる。

（１）不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

（２）第4条各号に適合しなくなったとき。

（３）第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）第11条各項の規定に違反したとき。

　　（５）第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

（６）第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

（７）第16条の規定による村長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（８）その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがある　とき。

**(指定の停止)**

**第8条**　前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、村長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定効力を停止することができる。

**(指定等の公表)**

**第9条**　次の各号に該当するときは、公表することとする。

（１）第3条の規定により指定工事業者を指定したとき。

　　（２）第6条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

（３）第7条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。

（４）第8条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

**第3章　給水装置工事主任技術者**

**(主任技術者の職務等)**

**第10条**　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

（１）給水装置工事に関する技術上の管理

（２）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

　　（３）給水装置工事に係る給水装置工事の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

（４）給水装置工事に関し、村長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

　　　　ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ　第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水工事上の条件に関する連絡調整

ウ　給水装置工事を完了した旨の連絡

　２　給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

**(主任技術者の選任等)**

**第11条**　指定工事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所

ごとに主任技術者を選任し、村長に届け出なければならない。

２　指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、村長に届け出なければならない。

　３　指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、**様式第6による届出書**を遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

**第4章　指定給水装置工事事業者の義務**

**(事業の運営に関する基準)**

**第12条**　指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

　　（１）給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうち　　から、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

　　 （２）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができ技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

　　 （３）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ村長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

　　 （４）主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

（５）次に掲げる行為を行わないこと。

　　　　ア　政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

　　（６）施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

　　　　ア　施主の氏名又は名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　主任技術者の氏名

オ　竣工図

カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ　第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

**(設計審査)**

**第13条**　指定工事業者は、**条例第7条第2項**に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書関並びに設計図を添えて、村長に申請しなければならない。

**(工事検査)**

**第14条**　指定工事業者は、給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事

検査に係る申請書により村長に申請しなければならない。

　２　指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて村長の検査を受けなければならない。

**(主任技術者の立会い)**

**第15条**　村長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

**(報告又は資料の提出)**

**第16条**　村長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

**第5章　雑則**

**(講習会**)

**第17条**　村長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

**(その他)**

**第18条**　この規程に定めるもののほか、その他必要な事項については村長が別に定める。

**附　則**

**(施行期日)**

**第1条**　この規程は、公布の日から施行する。

**（指定給水工事事業者の指定の更新に関する経過措置）**

**第2条**　指定の有効期間は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

（１）指定を受けた日が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合令和2年9月29日まで

（２）指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合令和3年9月29日まで

（３）指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合令和4年9月29日まで

（４）指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合令和5年9月29日まで

（５）指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場合令和6年9月29日まで